



ハートフォードの

Fanfare

ファンファーレ

積立利率変動型個人年金保険Ⅱ型(円建)

引受保険会社



ハートフォード生命保険株式会社

ハートフォードの

Fanfare
ファンファーレ

積立利率変動型個人年金保険Ⅱ型(円建)

この保険の投資リスクと手数料について

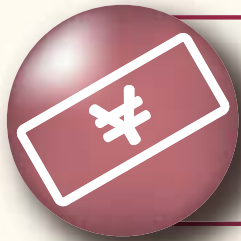
<投資リスク>

- 積立利率変動型個人年金保険は、市場金利※の変化等により生じる運用資産の価格変動を解約払戻金に反映させるため、解約または一部解約の際に市場価格調整を適用し、払戻金の金額を調整します。このため、市場金利の変動により解約払戻金額が一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。具体的には、中途解約時の市場金利がご契約時と比較して上昇した場合には解約払戻金額は減少し、逆に、下落した場合には増加することがあります。これらのリスクは、すべてご契約者に帰属します。
※市場価格調整率の計算に利用する市場金利の対象となる期間が1年のときはLIBOR [ロンドン銀行間取引金利] (円)、2年以上のときは金利スワップレート (円) を指標とします。ただし、LIBOR (円) または金利スワップレート (円) が消滅する等、上記指標を市場価格調整率の計算に用いることが適切でなくなった場合、ハートフォード生命は事前の予告なく変更することがあります。
- 積立利率変動型個人年金保険は生命保険商品であり、預金ではありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。

<手数料>

- 契約時費用：ご契約の新規成立・維持等や死亡の保障等をするための費用です。ご契約時、一時払保険料に対して契約時費用率（5%）を乗じて計算した金額が一時払保険料から控除されます。
 - 更新時費用：ご契約の利率保証期間の更新等をするための費用です。積立利率保証期間の更新時の積立金額に対して更新時費用率（更新後の利率保証期間1年：0.1%、更新後の利率保証期間10年：4%）を乗じて計算した金額が積立金額から控除されます。
 - 年金管理費：年金支払の管理に関わる費用です。年金の受取期間中、年金額に対して1%の割合で責任準備金から年金受取時に控除されます。将来変更される可能性があります。
- この商品にかかる手数料の合計額は、「運用期間中の費用（「契約時費用」「更新時費用）」と「年金受取期間中の費用（「年金管理費）」の合計額となります。

ハートフォード生命から 日本円でしっかりふやす 「ファンファーレ」をお届けし



しっかり ふやす

ご契約時に年金原資が確定します。
固定利率(積立利率)の複利運用で資産をしっかりと
ふやせます。

万一の場合でも、死亡保険金は基本保険金額が
保証されていますので、ご家族への備えも安心です。

まさかの 安心



選べる 受取方法

一生涯の受取など、ライフプランに合わせた年金
受取が選べます。更新が可能ですので、運用を
継続して必要な時に年金を受け取ることも選択
できます。

ご契約から据置(積立)期間満了まで(利率保証
期間)運用益を毎年受け取ることもできます。



使える 自動引出



年金

ます



この商品の引受保険会社は ハートフォード生命です

ハートフォード生命保険株式会社について

ハートフォード生命保険株式会社はザ・ハートフォード・ファイナンシャル・サービス・グループ・インクの一員として、2000年12月に日本における営業を開始しました。

・変額個人年金保険でトップクラスの実績

ハートフォード生命は、2007年3月末の特別勘定資産残高が3兆6,646億円となり、日本でトップクラスの実績をあげています。

出所:ハートフォード生命の現状2007

・日本全国へ広がる販売ネットワーク

ハートフォード生命は、全国の銀行、証券会社等と提携して商品とサービスを提供しており、そのネットワークは日本全国に及んでいます。

・変額年金先進国、米国でトップクラス

米国ハートフォードは、米国における変額年金の販売額においては、1993年から2004年までの12年間第1位を築いてきました。また2006年12月末の変額年金の資産残高では、第1位となっています。

出所:変額年金調査統計サービス(VARDS)、教職員退職年金ファンドおよび社内契約販売分を除く

・米国で築いた信頼と実績

米国ハートフォードは設立からおよそ2世紀にも及ぶ長い歴史を誇り、米国において最も由緒ある保険および金融サービスの大手としてお客様の信頼を集めています。

ハートフォード生命の「ファンファーレ」は

利率保証期間中

利率保証期間は 10年となります。



毎年受け取れる自動引出も選べます



死亡保険金額

死亡保険金額は死亡日における

- ①積立金額
- ②基本保険金額
- ③解約払戻金相当額

のうち最も大きい金額となります。

契約時費用(一時払保険料の5%)



【契約の取扱】

被保険者の年齢	0～満80歳
保険料払込方法	一時払のみ
基本保険金額	200万円～5億円、1円単位。
利率保証期間	10年(更新時に、1年・10年より選択)

※更新時に選択できる利率保証期間は、当社により将来変更される可能性があります。
※上記の図は、運用イメージです。積立利率によって、積立金額の増加具合は異なります。また、将来の死亡保険金額、積立金額、解約払戻金相当額を保証するものではありません。

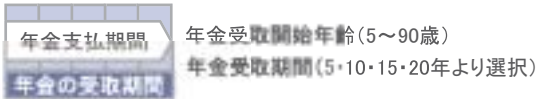
ライフプランに合わせた**選択肢**があります

利率保証期間満了後

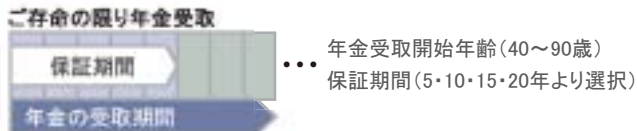
年金の受取



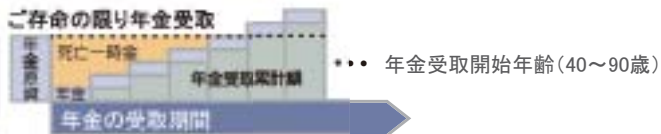
確定年金*



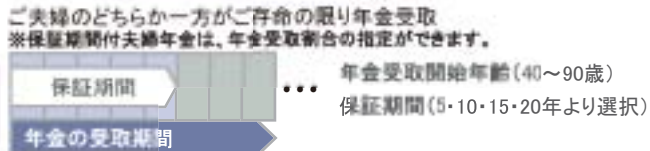
保証期間付
終身年金*



一時金付
終身年金



保証期間付
夫婦年金*



一括受取

年金受取開始時に年金受取に代えて、未払年金現価を一括受取できます。

*保証期間中(確定年金では年金受取期間中)、被保険者(保証期間付夫婦年金ではご夫婦の両方)がお亡くなりになった場合、未払年金現価を死亡一時金として受け取ることができます。

年金額は、ハートフォード生命の定めるところにより、年金受取開始日前日の積立金額をもとに、年金受取開始日における基礎率(予定利率、予定死亡率等)により計算した金額となります。したがって、ご契約時点では年金額は確定していません。

受取る方法

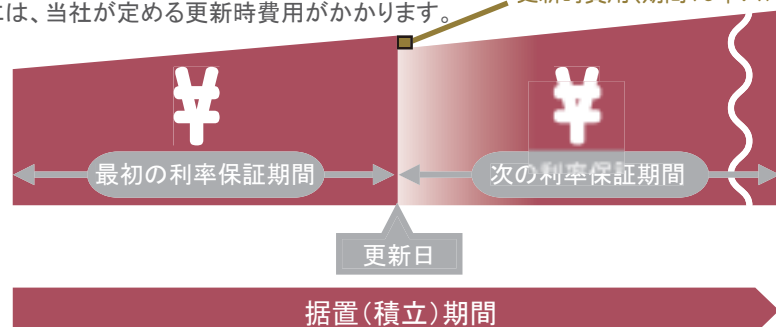
期間の更新

■資産運用を継続したい場合には、更新することができます。

利率保証期間満了前の一定期間に1年・10年から利率保証期間を選択し、更新日の新たな積立利率で運用することができます。

*更新には、当社が定める更新時費用がかかります。

更新時費用(期間10年:4%、1年:0.1%)

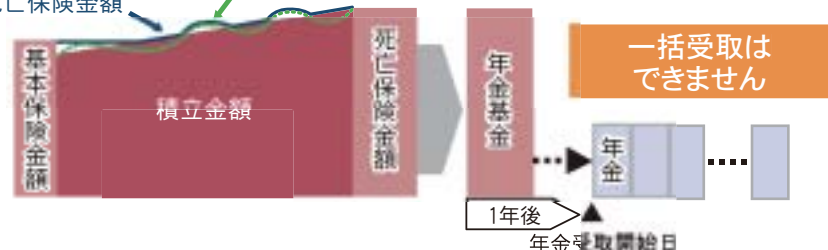


資産をこす

■相続年金支払特約により次の世代に資産(死亡保険金額)を年金でのこすことができます。死亡保険金についてはP14をご覧ください。

*相続年金支払特約は、当社の定める条件により付加できないこともあります。

死亡保険金額 解約払戻金相当額



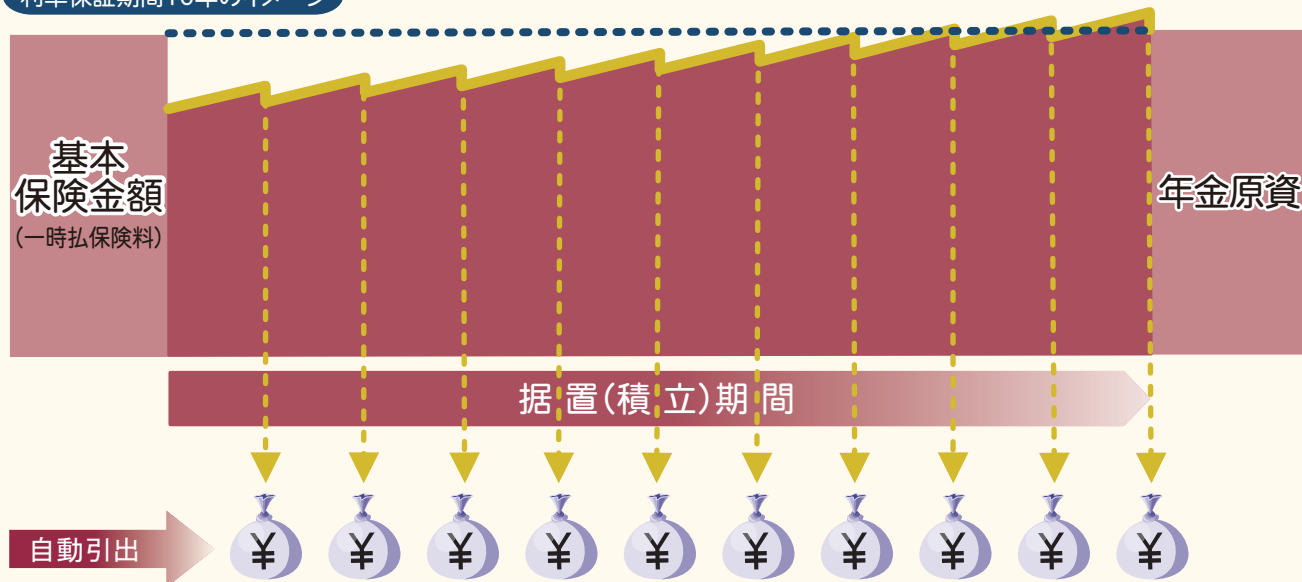
※上記の図は、運用イメージです。積立利率によって、積立金額の増加具合は異なります。また、将来の死亡保険金額、積立金額、年金受取額を保証するものではありません。

■毎年受け取れる自動引出

運用益を毎年受け取ることもできます。

- ・自動引出を毎年利用した場合には、利率保証期間満了時の年金原資は基本保険金額と同じになります。
- ・自動引出を行った場合でも基本保険金額は減額されません。
- ・市場価格調整は適用されません。※市場価格調整については、下記の「解約・一部解約」をご覧ください。
- ・自動引出を選択するには、基本保険金額が500万円以上必要です。

利率保証期間10年のイメージ



■死亡保険金について

被保険者が年金受取開始日前にお亡くなりになられた場合、次のうち最も大きい額を支払います。

- 死亡日における基本保険金額
- 死亡日における積立金額
- 死亡日における解約払戻金相当額

※利率保証期間更新後の基本保険金額は、前回の利率保証期間満了時の積立金額となります。

配偶者契約継続

死亡保険金額のうち、配偶者がお受け取りになる金額を基本保険金額として契約時費用が差し引かれることなく新たなご契約を開始することができます。ただし、配偶者が新たな契約者、被保険者および年金受取人となるご契約に限ります。

■解約・一部解約

解約時期や市場金利に応じて、解約時の払戻金額が変動します(基本保険金額の保証はありません)。

- 解約日が利率保証期間最終日から30日前までの場合
払戻金額 = 解約日の積立金額
- 解約日が上記以外の場合
払戻金額 = 解約日の積立金額 × 市場価格調整率
- 1回の一部解約請求額は、10万円以上とします。
- 一部解約後の積立金額が200万円未満となる場合、一部解約はお取り扱いできません。

市場価格調整と解約による払戻金について

解約による払戻金は、解約時期や市場金利に応じて増減することがあります。

この商品は市場金利の変化等により生じる運用資産の時価変動を払戻金に反映させるため、解約または一部解約等の際に、所定の方法により払戻金の金額を調整します(市場価格調整)。その結果、解約時または一部解約時等の市場金利によって払戻金が増加または減少することがあります。

積立利率は、次の方法でご確認いただけます。

- 中央三井信託銀行へのお問い合わせ
- ハートフォード生命のホームページで
ホームページアドレス・・・<http://www.hartfordlife.co.jp>

■ 相続年金支払特約について

死亡保険金額を年金基金に充当して、毎年定額の相続年金をのこすこともできます。

- ・相続年金は相続年金受取人のお申し出があっても一括で受け取ることはできません。
- ・死亡保険金額の年金基金への充当割合は100・75・50・25%の範囲で選択できます。
- ・相続年金受取開始日は、被保険者がお亡くなりになった日の1年後です。

相続年金受取期間を契約者が5・10・15・20・25・30・35・36年から選択できます。

期間満了時の相続年金受取人の年齢は105歳までとなります。

相続年金支払特約を付加した場合の年金受給権の評価(定期金に関する権利の評価)は、次の算式により計算されます(相続税法第24条)。

$$\text{年金受給権の評価額} = \text{相続年金受取総額} \times \text{評価割合}$$

(相続年金額×残存期間)

相続年金の評価割合

残存期間	5年以下	5年超～10年以下	10年超～15年以下	15年超～25年以下	25年超～35年以下	35年超
相続年金受取総額に対する割合	70%	60%	50%	40%	30%	20%

■ 税金のお取り扱いについて

- 「一般の生命保険料控除」の対象となります(個人年金保険料控除の対象とはなりません)。

● 年金受取時

年金額への課税 ⇒ 所得税(雑所得) + 住民税

- ・契約者と年金受取人が異なる場合、年金受取開始時に贈与税の対象となります。

● 解約時や年金一括受取時

解約時の課税

確定年金一括受取時の課税 ⇒ 差益に対して 所得税(一時所得) + 住民税

ただし、

- ・確定年金をご契約日から5年以内に解約した場合の課税 ⇒ 差益に対して20%源泉分離課税
- ・保証期間付終身年金と保証期間付夫婦年金を一括で受け取った場合の課税 ⇒ 所得税(雑所得) + 住民税

● 死亡保険金を受け取る場合

契約者	被保険者	死亡保険金受取人 (課税される人)	死亡保険金 に対する課税
本人	本人	配偶者	相続税
本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)
本人	配偶者	子	贈与税

＜死亡保険金の相続税課税対象額＞



死亡保険金の相続税非課税枠 = 500万円 × 法定相続人数[※]

他のすべての死亡保険金と合算して、上記の金額までは相続税がかかりません。

※この法定相続人数とは、相続の放棄があった場合でも放棄がなかったものとして見なされる相続人数のことをいいます。



上記の税金のお取扱いは、平成19年7月現在施行中の税制によるものです。したがって、将来変更される場合がありますのでご注意ください。なお、個別の税金のお取り扱いの詳細につきましては、所轄の税務署等にお問い合わせください。

中央三井信託銀行からのお知らせ — 生命保険契約の当社でのお取り扱いにあたって —

- ・本保険商品のお申し込みの有無が、当社におけるお客様の他のお取り引きに影響を与えることはありません。
- ・本保険商品はハートフォード生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金ではありませんので預金保険制度の対象とはなりません。
- ・保険料に充当するための借入を前提としたお申し込みは、お受けできません。

「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報) / ご契約のしおり・約款」(商品パンフレット兼用)の 説明事項で確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことについてご説明しています。必ずご一読いただき、内容を充分にご確認のうえ、後日お送りする保険証券と共に大切に保管し、ご活用ください。

「ファンファール」はハートフォード生命保険株式会社の積立利率変動型個人年金保険Ⅱ型(円建)の商品名です。ハートフォード生命保険株式会社は中央三井信託銀行株式会社と募集代理店委託契約を締結し、同社の生命保険販売資格を持つ生命保険募集人を通じて積立利率変動型個人年金保険を販売いたします。

■この保険商品のご購入の検討にあたっては、必ず生命保険販売資格を持つ募集人にご相談ください。

生命保険募集人について

中央三井信託銀行株式会社の担当者(生命保険募集人)は、お客様とハートフォード生命保険株式会社との保険契約締結の媒介を行う者であり、保険契約の締結の代理権および告知受領権はありません。したがって、保険契約はお客様からの保険契約のお申し込みに対してハートフォード生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。また、中央三井信託銀行株式会社は取扱商品の引受保険会社の支払能力を保証するものではありません。

金融商品取引法第2条第31項第4号に規定する「特定投資家」の方へ

ハートフォード生命保険株式会社

保険業法第300条の2において準用される金融商品取引法第34条の2の規定により、ハートフォード生命に対して、お客様を「特定投資家以外のお客様(以下、「一般投資家」といいます。)」として取り扱うようお申し出いただくことができます。

お手続き方法や制度の詳細の説明を希望される場合には、クライアントサービスセンターにお問い合わせください。

ハートフォード生命からご案内させていただきます。

なお、過去に上記のお手続きをされているお客様で、「投資家区分の移行に関する承諾書」に記載しておりました「期限日」を経過している場合には、お客様を「特定投資家」として取り扱いさせていただきますのでご了承ください。再度「一般投資家」として取り扱うようお申し出いただく場合には、クライアントサービスセンターにお問い合わせください。ハートフォード生命からご案内させていただきます。

以上

【ご注意ください】

法令等の規定により上記のような「特定投資家」と「一般投資家」の区分を設けておりますが、当社の生命保険契約に関しては「特定投資家」として取り扱う場合と「一般投資家」として取り扱う場合とで、お手続き等に相違は一切ございません(特定投資家に対しても一般投資家と同様の商品説明等をさせていただきます)。また、投資家区分の変更のお手続きによって、お申し込みいただく保険契約の成立が遅れることがあります。

生命保険のお手続きやご契約に関するお問い合わせ窓口

お手続きやご契約に関するご相談・苦情につきましては、ハートフォード生命のクライアントサービスセンターまでお問い合わせください。

ハートフォード生命のクライアントサービスセンター

Tel.03-5777-8684

受付時間 9:00~18:00(土日、祝日、年末年始を除きます。)

[募集代理店]

 中央三井信託銀行株式会社

[引受保険会社]

ハートフォード生命保険株式会社